

不動産関係団体あて

国土交通省不動産・建設経済局不動産課

取引時確認の本人確認書類としての国民年金手帳の取扱いについて

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により行う取引時確認において、特定事業者（同項に規定する特定事業者をいう。）が提示又は送付を受ける本人確認書類（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号。以下「規則」という。）第7条に規定する本人確認書類をいう。）には、国民年金法（昭和34年法律第141号）第13条第1項に規定する国民年金手帳が規定されている。

令和4年4月1日に、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）中の国民年金法に係る改正規定が施行され、国民年金手帳が廃止されることを踏まえ、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和4年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号。以下「改正命令」という。）により、規則第7条から国民年金手帳が削除される改正が同日に施行される。

なお、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和3年厚生労働省令第115号）附則第6条の規定により、この省令の施行の際現に交付されている国民年金手帳は、当分の間、基礎年金番号を明らかにすることができる書類とみなされることを踏まえ、改正命令附則第2項により、改正命令による改正後の規則第7条の適用については、当分の間は、改正命令の施行の際現に交付されている国民年金手帳を規則第7条第1号ハに掲げる書類とみなすこととされた。

貴団体におかれても、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知及び指導を行われたい。